

平成 30 年 5 月 14 日

建設消防委員会

道 路 保 全 課  
南土木整備事務所

立木枝払い工事費請求上告事件の判決について

1. 事件の概要・経緯

(1) 平成 28 年 (ハ) 第 427 号 立木枝払い工事費請求事件 (浜松簡易裁判所)

平成 23 年 1 月 13 日 市が所有者の了解を得て支障立木を伐採、工事費請求

平成 28 年 5 月 11 日 市が支払督促を申立て

平成 28 年 5 月 25 日 所有者が督促異議を申立て、通常訴訟に移行

平成 29 年 1 月 19 日 判決言渡し 市が勝訴

【判決要旨】

所有者は、支障木を除去すべき立場にあり、市が伐採することを承諾していることから、所有者と市の間で、所有者は市に伐採を委任し、伐採の対価として市に工事費を支払う契約 (以下「準委任契約」) の成立が認められる。債務免除の合意も認められないことから、市の費用償還請求を容認。

(2) 平成 29 年 (レ) 第 17 号 立木枝払い工事費請求控訴事件 (静岡地方裁判所)

平成 29 年 1 月 30 日 所有者が控訴

平成 29 年 10 月 5 日 判決言渡し 市が敗訴

【判決要旨】

所有者は市が伐採することのみを承諾する意思表示をしたにすぎず、準委任契約の成立を否定。市の費用償還請求は、請求原因が無く認められない。

(3) 平成 30 年 (ツ) 第 18 号 立木枝払い工事費請求上告事件 (東京高等裁判所)

平成 29 年 10 月 24 日 浜松市が上告

平成 30 年 3 月 28 日 判決言渡し 上告棄却

【判決要旨】

静岡地裁の認定判断は、証拠関係に照らし正当であると認められ、法令解釈に誤りがなく訴訟手続きに違法はない。

2. 事件の整理

静岡地裁判決では、承諾書に委託、依頼等の文言や伐採費用に係る記載がないことや、平成 22 年 12 月 14 日の応答記録に照らすと、所有者が伐採を市に委託する意思表示をした事実を認めるに足る証拠はなく、準委任契約は成立していない。

よって、市の請求原因が成り立たず、市の請求は棄却された。

3. 今後の対応方針

- ・本件事件のように、立木の所有者と準委任契約を締結して市が伐採する取り扱いはしない
- ・立木枝葉の所有者が行政指導に従う意思を示した場合は、所有者が自ら業者を探して伐採することを促す
- ・立木枝葉の所有者が行政指導に従わない場合は、監督処分及び行政代執行の手続を執る
- ・監督処分及び行政代執行の手続は、既存の要領に加え、より詳細な手順書を作成し各土木整備事務所に周知を図る